

I. 重要事項説明書

当事業所は介護保険法ならびに健康保険法の指定を受けています。

指定第0861690113号

訪問看護・介護予防訪問看護（令和7年3月17日指定）
健康保険法（令和7年3月17日指定）

1. 設置主体

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市笠間1635番地2
- (3) 電話番号 TEL：0296-73-5562 FAX：0296-73-5563
- (4) 代表者氏名 理事長 山口 伸樹
- (5) 設立年月日 昭和62年8月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護および介護予防訪問看護
- (2) 事業所の名称 訪問看護ステーショングリーンハウス
- (3) 事業所の所在地 茨城県笠間市石井甲32-1（ケアハウスかさま内）
- (4) 電話番号 0296-70-1120 FAX：0296-70-1121
- (5) 管理者氏名 上野 美砂記
- (6) 開設年月日 令和7年4月1日
- (7) サービス提供地域 笠間市、水戸市、城里町、茨城町
- (8) 営業日 月曜日から金曜日（土・日曜日は休日）
ただし、夏季休業（8月13日から8月16日）、年末年始12月30日から1月3日）を除く。
- (9) 営業時間 サービス提供時間 午前9時00分～午後6時00分
窓口営業時間 午前9時00分～午後6時00分

3. 職員体制

当事業所では訪問看護を提供する職員として、以下の職員を配置します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者（兼務） 1名
- (2) 看護師・准看護師 2名以上
- (3) 理学療法士等 必要に応じて配置

4. 事業所の目的と運営方針

- (1) 事業の目的

『訪問看護ステーショングリーンハウス（以下[事業所]）』は、要介護者等が病気

やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師（以下[主治医]）が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下[訪問看護]）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

（２） 運営方針

- ① 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ③ 事業所は、自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要となるときに必要な訪問看護の提供が行なえるよう実施体制の整備に努めます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用方法

（１） サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示により事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士等が訪問し、リハビリ治療を行います。

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環として看護職員の代わりに訪問を行うもので、理学療法士等の訪問が、リハビリテーション中心である場合、看護職員と理学療法士等の連携を十分にするため、定期的に（少なくとも3ヵ月に1回）看護職員が訪問することとなります。

（２） 利用方法

- ① サービス提供の依頼・相談
- ② 重要事項の説明、契約書締結、利用者の状態把握
- ③ 訪問看護計画の作成、同意
- ④ 訪問看護サービスの提供

6. 利用料金

（１） 介護保険の場合

- ① 介護保険内 ※別紙【訪問看護・介護予防訪問看護サービス利用書】参照

介護保険からの給付サービスを利用する場合、利用料金は市町村が定めた負担割合に準じた額（1割～3割）となります。（7割～9割が介護保険から給付されず）

ただし、要介護度別居宅介護サービス支給度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります。

- ② 介護保険給付対象とならないサービス

- イ) サービス提供時間が90分を超える場合・・・30分毎に5,000円
- ロ) 交通費・・・通常の実施区域外を超えた地点より1kmあたり30円
- ハ) ご遺体のケア料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15,000円

(2) 医療保険の場合 ※別紙【医療保険訪問看護サービス利用書】参照

指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。

介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも末期悪性腫瘍および急性増悪時等に訪問看護の提供を行います。

※介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用となります。

① 保険負担割合

各種保険に基づいて請求いたします

医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

② その他の費用

イ) 交通費（事業所を基点として）・・・・・・・・半径500m以内 無料
半径500mから1km 50円
半径1km以上は公共交通機関利用の実費相当額

ロ) ご遺体のケア料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15,000円

(3) キャンセル料

サービスの変更は、サービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良、やむを得ない事由がある場合にはその限りではありません。

ご連絡がなかった場合は、介護報酬もしくは診療報酬告示上の額と同額を全額自己負担となります。

7. 利用料金のお支払い方法

費用は1ヶ月ごとに計算し請求致します。

原則として金融機関からの自動引き落としで20日までにお支払いください。

① 金融機関からの自動引き落とし

利用できる金融機関・・・常陽銀行、ゆうちょ銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業共同組合（農協）

② 口座振込み

特段の事情によりやむを得ない場合は、事業所指定の銀行口座への振込みによるお支払いも可能です。（手数料は利用者負担）

口座番号： 常陽銀行 笠間支店 普通口座 1456585

口座名義： 社会福祉法人尚生会 訪問かさま 理事長 山口伸樹

8. 事業所及びサービス従事者の義務

安全配慮義務について、利用者の状況を把握し利用中に起こりえるリスクを想定した上でサービスを提供しております。介護事業者として安全に十分配慮しております。

9. 利用上の注意義務等

事業所が所有する器材・備品について、汚損または破損した場合にはそれに掛かる費用の負担をお願いする場合がございます。

10. 利用者・ご家族の禁止行為

サービス従事者に迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動または暴言・暴力、セクハラ等の行為は禁止致します。

11. 緊急時及び事故発生時の対応

看護師等は、サービス提供中に、利用者の状態に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずることともに、管理者に報告します。

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 賠償責任

事業所側が故意に怪我等を負わせてしまった場合、または守秘義務に違反し損害が発生した場合には賠償責任を負います。

13. 損害賠償がなされない場合

利用者の病気や怪我等を故意に隠しそれが原因で起きた事故の場合、病気や加齢に伴った急激な体調の変化等が起きた場合には損害賠償が適用されません。

14. 事業者からの契約解除

事業者は、利用者に対し以下の各号に該当する場合、契約を解除する事ができます。

- ① 利用料金の支払いが1ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ② 感染症等の疾患があり、利用者の生活・健康に重大な影響を及ぼす場合があり、これに対する介護方法では防止することが出来ないとき
- ③ 利用者及びご家族が本契約に定める禁止行為により、サービス提供を継続できないと判断した場合

15. 身元引受人（利用契約事項第 26 条参照）

利用者は利用契約に伴い身元引受人を定めていただきます。

身元引受人には、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき利用者と連帯して履行する責任を負います。それに伴い、サービス利用料の支払いが滞った場合には、連帯保証人である身元引受人が支払うものとします。なお、事業者は身元引受人に請求できるものとします。

16. 記録の保管

利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者及び身元引受人の請求に応じて閲覧及び1枚10円にて複写物を交付します。

17. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う看護師等

サービスの提供に当たっては、複数の看護師等によりサービス提供致します。

看護師等は常に身分証明書を携帯し、利用者もしくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

（2）看護師等の交替〔契約事項第 6 条参照〕

① 利用者からの交替の申し出

看護師等の交替を希望する場合には、当該看護師等が業務上不適切と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して看護師等の交替を申し出る事が出来ます。

② 事業者からの看護師等の交替

事業者の都合により、看護師等の交替をすることがあります。看護師等を交替する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に考慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意点

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、ケアプランまたは予防プランに基づき事業所が作成する訪問看護計画で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事は出来ません。

② 利用者不在時のサービス提供の禁止

利用者が不在の場合、サービス提供を事業者に依頼する事は出来ません。

③ 訪問看護サービス実施に関する指令、命令

サービス実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情、意向等に十分考慮するものとします。

④ 備品等の使用

訪問看護サービスの実施の為に必要な備品、消耗品等（水道・電気・ガスを含む）は無償で使用させていただきます。

提供にあたっては、最善の注意をはらいますが、通常の予測を超える思いがけない事態が発生した場合、例えば老朽化により、通常の支援対応で物品の破損が生じた場合や訪問中に床が抜けてしまった場合などについては責任を負いかねます。

⑤ サービスが中止となる場合

疾患等により、看護師等または事業所に対し、金品等が盗まれた等の言動が頻回に見られた場合にはサービス中止になります。

⑥ 緊急時の対応

緊急連絡の必要な場合には、利用者宛の固定電話を使用させて頂く場合があります。また、訪問時、急変が疑われる場合、緊急対応マニュアルにて対応を行います。救急車の要請を行った場合、救急隊員への状況説明は行いますが同乗は出来ません。

⑦ 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容と時間に応じたサービスの料金をご請求致します。

(5) 看護師等の禁止行為〔契約事項第15条参照〕

看護師等は利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 銀行取引（ATMでの出入金を含む）及び契約行為の代行
- ② 利用者本人以外に対するサービスの提供
- ③ 緊急性、代替性の無い場合以外の計画外のサービス
- ④ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ⑤ 宗教活動、政治活動、営利活動その他の勧誘行為及び迷惑行為

18. 苦情の受付について〔契約事項第27条参照〕

(1) 苦情の受付

- ① 当事業所における苦情の受付 TEL：0296-70-1120

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者〔職氏名〕 管理者 上野 美砂記

○苦情解決責任者〔職氏名〕 ケアハウスかさま施設長 粉川裕正

○受付時間 9：00～18：00

②当法人における苦情の受付 TEL : 0296-73-5562

○苦情受付窓口 社会福祉法人尚生会 法人本部

○受付時間 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

笠間市役所 高齢福祉課 介護グループ	〒309-1792 笠間市中央3-2-1 TEL 0296-77-1101
水戸市役所 福祉部介護保険課 介護保険担当	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029-297-1018
茨城町役場 保健福祉部長寿福祉課 介護保険担当	〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080 TEL 029-292-1111
城里町役場 長寿応援課 介護保険担当	〒311-4402 東茨城郡城里町石塚1428-1 TEL 029-288-3111
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒310-0852 水戸市笠原978-26 TEL 029-301-1565
茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	〒310-8586 水戸市千波1918 TEL 029-305-7193

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	② なし		

20. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合や変更された場合は、重要事項説明書変更に関する書類を交付するとともに、その変更内容について説明を行い、同意を得るものとします。